

岐阜県農業大学校特待生設置要綱

(趣旨)

第1条 県は、本県農業の将来を担う担い手の育成・確保に向けて、農業者育成の拠点施設である岐阜県農業大学校において、優秀な学生を確保し、県内就農をより一層促進するために、県内への就農及び農業関係への就業を志す学生に対し授業料を免除するものとし、その運用に関し必要な事項を定める。

(免除対象者)

第2条 授業料免除の対象となる学生（以下、「特待生」という。）は、別表1のとおりとする。

(特待生の決定)

第3条 学生が特待生に認定されることを希望するときは、別に定める期日までに申請書(別記様式1)を知事に提出する。

2 申請書に基づき、知事は岐阜県農業大学校特待生審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査をふまえ特待生を決定し、学生に通知する（別記様式2）。

(審査委員会)

第4条 審査委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、岐阜県農業大学校長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。

(決定の取消し等)

第5条 知事は、特待生が次の各号の一に該当するときは審査委員会の意見をふまえ、決定を取り消すものとする。

- 一 退学が承認されたとき。
 - 二 退学処分を受けたとき。
 - 三 県内での就農または県内で農業を営む法人、個人への就業（以下、「就農等」という。）する意志がない等の理由で特待生辞退の申し出（別記様式4）があったとき。
 - 四 卒業時に県内への就農等以外の進路が決定したとき。
 - 五 卒業後に就農等を前提とした研修を行う場合にあっては、研修終了時に県内への就農等以外の進路が決定したとき。
 - 六 卒業または研修後の県内への就農等期間が、授業料免除期間を下回ったとき。
- 2 前項第一号から五号により決定を取り消された者は、免除された授業料の全額を納付しなければならない。
- 3 第一項第六号に該当する者は、授業料免除期間から卒業後の県内への就農等期間を控除した月数に、在学期間の月額授業料を掛けた金額を納付しなければならない。
- 4 知事は、相当と認める事由がある場合は、納付を免除する。

(事務)

第6条 審査委員会の事務は、岐阜県農業大学校総務課において処理する。

(特待生からの報告)

第7条 特待生は、卒業後、就農等の期間が授業料免除期間に達する間（年2回 9月末、3月末）就農等の状況を岐阜県知事に報告しなければならない（別記様式5）。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

学年	特待生の要件
養成部門 1学年	1 入学時に、卒業後の進路として以下の意志がある者 (1) 県内での就農 (2) 県内で農業を営む法人、個人への就業 (3) 県内での就農等を前提とした研修 2 審査委員会にて、特待生として適当と認められた者
養成部門 2学年	1 2学年進学時に、卒業後の進路として以下の意志がある者 (1) 県内での就農 (2) 県内で農業を営む法人、個人への就業 (3) 県内での就農等を前提とした研修 2 審査委員会にて、特待生として適当と認められた者

別表2

農業大学校	校長
	副校長
	総務課長
	教務課長
	園芸指導課長
	畜産指導課長
農業経営課	技術指導監